

小規模な飲食店にも消火器具の 設置・維持管理が必要となります！



2016年12月22日に発生した新潟県糸魚川市の飲食店からの火災は、大型こんろの消し忘れが出火の原因であり、この火災を受けて消防法令が改正され、**2019年10月1日**から小規模飲食店にも消火器具の設置が必要となります。

改正期日までに該当する飲食店※1に

消防職員が確認及び説明に伺います。

建物の情報等を聴取させていただきますので、
次の書類をご用意してください。

⇒ 建築資料（平面図、立面図、配置図）等

⇒ 調理で使用している【こんろ】等の仕様書

※1（飲食店営業のうち、弁当屋、仕出し屋及びそうざい屋を除く。）

消火器の設置について、不明点がありましたら、
消防本部予防課までお問い合わせください。



鎌倉市消防本部 予防課

TEL : 0467-44-0963 Fax : 0467-45-6665
Mail: yobou@city.kamakura.kanagawa.jp